

入札参加資格停止等の運用状況一覧表（理由・根拠等）

【令和6年度】

【HP用】

| No. | 業者名 | 本社所在地 | 資格停止期間 | 指名停止理由 | 根拠基準 | |
|-----|---------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------|---|--------------------|
| 1 | 株式会社魚国総本社 | 大阪府大阪市中央区道修町1-6-19 | 令和6年6月5日 ～ 令和6年10月4日（4か月） | 独占禁止法違反行為 | 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務について、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 | 別表2-2（3） |
| 2 | 葉隠勇進株式会社 | 東京都港区芝4-13-3 PMO田町東10F | 令和6年6月5日 ～ 令和6年8月4日（2か月） | 独占禁止法違反行為 | 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務について、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 | 別表2-2（3） 第4条第2項 |
| 3 | 東武トップツアーズ株式会社 | 東京都墨田区押上1-1-2 東京スカイツリーイーストタワー | 令和6年6月20日 ～ 令和6年10月19日（4か月） | 独占禁止法違反行為 | 青森市が発注する特定移送業務について、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条違反により、排除措置命令を受けたため。 | 別表2-2（3） |
| 4 | 株式会社JTB | 東京都品川区東品川2-3-11 | 令和6年6月20日 ～ 令和6年10月19日（4か月） | 独占禁止法違反行為 | 青森市が発注する特定移送業務について、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条違反により、排除措置命令を受けたため。 | 別表2-2（3） |
| 5 | 株式会社リ・コート | 大阪府大阪市淀川区西宮原2-5-46-118 | 令和6年7月25日 ～ 令和6年10月24日（3か月） | 建設業法違反行為 | 民間工事において建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営むものと下請契約を締結したことを処分の原因として、大阪府知事から同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。 | 別表2-7（2） |
| 6 | 株式会社金山組 | 兵庫県尼崎市武庫之荘3-8-6 | 令和6年11月28日 ～ 令和7年8月27日（9か月） | 贈賄 | 当該業者の役員が、阪神水道企業団発注の舗装補修工事の入札を巡り、贈賄容疑で逮捕されたため。 | 別表2-1（2） |

入札参加資格停止等の運用状況一覧表（理由・根拠等）

【令和6年度】

【HP用】

| No. | 業者名 | 本社所在地 | 資格停止期間 | 指名停止理由 | 根拠基準 | |
|-----|------------------------------|-----------------------|--------------------------------|--------------|---|----------------|
| 7 | パナソニックE Wエンジニアリ ング株式会社 | 大阪府大阪市中央 区城見2-1-61 | 令和7年2月20日 ～ 令和7年5月19日 （ 3 か月 ） | 建設業法違 反行為 | 実務経験の充足しない者を営業所の専任技術者に配置していたほか、工事現場に主任技術者として配置していたことを受けて、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分並びに同法同条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。 | 別表 2 - 7 （ 2 ） |
| 8 | 株式会社KAN SOテクノス | 大阪府大阪市中央 区安土町1-3-5 | 令和7年2月20日 ～ 令和7年7月19日 （ 5 か月 ） | 建設業法違 反行為 | 実務経験の充足しない者を営業所の専任技術者に配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していたことを受けて、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分並びに同法同条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。 | 別表 2 - 7 （ 2 ） |
| 9 | 株式会社かんで んエンジニアリ ング | 大阪府大阪市北区 中之島6-2-27 | 令和7年2月20日 ～ 令和7年7月19日 （ 5 か月 ） | 建設業法違 反行為 | 実務経験の充足しない者を営業所の専任技術者に配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していたことを受けて、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分並びに同法同条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。 | 別表 2 - 7 （ 2 ） |
| 10 | 関電プラント株 式会社 | 大阪府大阪市北区 本庄東2-9-18 | 令和7年2月20日 ～ 令和7年5月19日 （ 3 か月 ） | 建設業法違 反行為 | 実務経験の充足しない者を営業所の専任技術者に配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していたことを受けて、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分並びに同法同条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。 | 別表 2 - 7 （ 2 ） |